

第二項 農林業

138 共有山林の経営計画

綿向生産森林組合文書

其三、終結

官数回士民ヲ訂スト雖トモ、士族ハ官林ヲ開墾ノ為メ割當ヲ受ケタリト云ヒ、平民ハ該地ハ固ヨリ日野立会山ノ内ニシテ往昔領主ニ於テ檀ニ植樹ヲナスモ、当時領主ノ勢不得止其俣ニ過キタリト雖トモ、廢藩ノ上ハ該村人民へ還附スヘキモノナリト云張セリ、依テ官ハ西大路県立県中士族へ分配ノ分ハ其者へ払下ケ、旧藩主自ラ開墾ノ分ハ東京移住ノ故ヲ以テ奉還ノ上一旦村中へ払下ケノ達ヲ受ケタルモ、其後明治六年第百五十七号公布ヲ以テ払下ケ見合セトナリタリ、然ルニ當時開墾地ノ如キハ已ニ歛下年限^①十年ノ定メナレハ、山地一同其俣改租地価帳へ編入セリ、之ニヨリテ西大路村境内ノ山地ハ北山ノ部分モ原山ノ部分モ士民割當ノ私有地定マリ、遂ニ此葛藤紛議漸ク局ヲ結ヘリ

第二、明治五年以降ノ争論ノ根源

明治五年地券発行セラル、ヤ、旧来諸村ノ立会山地ナルニ拘ラス各町村ハ巴カ境内ニアル山地ハ私有地ナリトシ、野帳ヲ差出シ、各其地券ヲ受ケタリ、今是ヲ列挙スレハ次ノ如シ

一、字北山（草山）ニ対シテハ

村井町

川原村

西大路村

仁本木村

音羽村

北畑村

元松尾山村

（今ハ松尾町ニ合併ス）

（後略）

【注】

① 鐵下年限 新田開発の猶予期間のことで、年貢諸役が免除された。

【解説】

日野町の山林は、綿向山に発する日野川と、龍王山に発する支流の佐久良川の流域に大きく分かれる。日野山はこのうち日野川流域の、綿向山・小柴山・奥の草山・龍王山・北山・原山・安土山・戸山（砥山）の八つの山の総称である。

日野山はもともと広葉樹の天然林であった。

慶長十三（一六〇八）年には、山札と呼ばれる有料の鑑札を発行された者のみが林野を利用できる札山に定められた。周辺一九カ町村は立木伐採が禁止されていたが、下草を鎌で刈ることは許されていた。その管理・監督は、日野山の山親といわれる日野三町（村井町・大窪町・松尾町）の庄屋や年寄りに任されることになった。この広大な入会山を管理する団体として、明治二十二（一八八九）年に、日野町・西大路村・

鎌掛村を範囲として蒲生郡日野町他二ヶ村組合会が発足し、その後幾多の変遷を経て、昭和三十九（一九六四）年九月には綿向生産森林組合となった。

本史料は、その組合に保管されていた明治三十六年の「日野町西大路村鎌掛村 共有山々誌」であり、地図や統計も含んだ大部な地域山林誌である。編者は東郷直とあるが、この人物の詳細はわからない。緒言によれば、明治十七年に日野山が国土保安林に編入されて以降、その開発には制限が加えられるようになった。その錯綜する入会山の状況について回顧し、将来の計画まで議論することを目的としたとある。第一編が江戸時代までの山論、第二編が明治維新以降の山論、第三編が現在より将来の計画となっている。

掲載した史料は、明治五年六月の殿山争論における西大路の村民と士族の争いを記す。西大路藩では殿山（日野山に属する陣屋付近の山）を家臣に一部手入れさせ、残余の山林は立入りを禁じた。明治になって旧士族・旧官員に残余の山林を分配し、その立木の売却費用をその土地の開墾費に充てた。しかし村民はその恩恵に浴さず、普請材料や薪材にも事欠く状況であると滋賀県庁へ提訴した。その結果、藩主自らが開墾していた土地は、一〇年の猶予の後に改租地佃帳に編入され、上民の私有地となった。

139 鎌掛山記念会の設立

日野町有古文書

鎌掛山記念会設立ノ趣意

抑本村ノ山地ハ往古ヨリ其所有権ノ帰スル所明ナラス、偶明治五年地券発行ニ際シ、従来立入来レル本郡日野町大字大窪大字上野田ト紛議ヲ生シ、双方確執数年決セス、動モスレハ不穩ノ拳ニ出テ互ニ其権利ヲ争ヒ、終ニ上司ノ裁決ヲ要請セントスルニ至ル、当時本村委員故野崎忠左衛門^①等彼ノ委員ト協商シ相互ノ権利ヲ枉屈セサル方法ヲ講シ、一定ノ金額ヲ設ケテ示談ヲ遂ケ、明治十四年九月十日ヲ以テ和解契約ヲ締結シ、多年ノ紛争ヲ解決シ、本村ノ所有権ヲ確定セリ、爾來、該山ノ処置経営機宜ニ適シ、満山鬱蒼タル林相ヲ呈スルニ至リ、将来ノ宏益誠ニ計ルヘカラサラントス、今ヤ契約ノ義務ハ之ヲ完済シ、多年ノ係件全ク終局ヲ告クルニ至レルヲ以テ、爰ニ本会ヲ設立シ其関係者ノ功績ヲ永遠ニ表彰シ、併セテ本村一般ノ愛林思想ヲ養成シ、以テ益林業ノ發達ヲ図リ、本村福利ノ増進ヲ期セントス

明治四十一年四月

【注】

①野崎忠左衛門ののざきちゆうざゑん 鎌掛村の当時の総代であり、事件解決の功労者。初

代村長。② 枉屈 身をかがめへりくだることの意。抑圧すること。

【解説】

鎌掛山は、日野山と総称する入会山のうち、原山といわれる集落に近い里山地域を指す。明治五（一八七二）年の土地永代売買解禁令に伴い、壬申地券が交付された。これに際して鎌掛村は、一九カ町村（鎌掛以外は、蔵王・音羽・仁本木・西大路・村井・大窪・松尾・木津・日田・上野田・猫田・十禅師・小井口・寺尻・清田・深山口・下駒月・上駒月）共通の立会山（入会山）であった原山の私有を主張した。これに異を唱えた大窪町及び上野田村との間で起きた山林争論が、鎌掛山事件である。ことの発端は、明治八年九月、鎌掛村が原山で採れる松茸を売って小学校建設費用を調達しようとし、原山への立入りを禁じる縄張りをしたことにある。所有権を主張する上野田村民が縄張りを無視して松茸を採ったため、同十一年十一月に鎌掛村民が告訴した。裁決は上野田村民の無罪となったが、告訴を不当とする大窪町・上野田村の住民は原山に乱入し、立木伐採や暴行の拳に出た。その後、鎌掛村総代の野崎忠左衛門と大窪町の西村市良右衛門が示談に向けて会談し、有力な日野商人でもあった大窪町戸長中井源左衛門の尽力もあって調停が成立し、滋賀県令の下で明治十四年九月十日付の和

解契約書が調印された。和解内容は、鎌掛村が原山を所有する代償として、大窪町・上野田村へ金三万円を支払うというものであった。この膨大な金額のうち明治十四年に鎌掛村が両町村に支払ったのは五〇〇〇円にすぎない。残りは、明治四十一年までは九〇〇円ずつの分納で、同四十二年に七〇〇円を支払って完納という契約書が作成された。

この膨大な支払いを賄うために、鎌掛村では凶荒積立金の繰込みや松茸販売代金のほか、山地佃割での個人負担まで強いることになった。この交渉に奔走した野崎忠左衛門ほか四名の村民を顕彰し、弔祭料または酒肴料を五名に贈与するとともに、林業上有益な講話を行うことを目的として鎌掛山記念会が明治四十一年に設立された。その運用資金は大窪町からの寄付その他で、毎年九月十日に記念祭を行うこととした。その会則は「一四條にわたって定められた（史CD332）」。

本史料は『鎌掛山記念会々則』にある同会設立の趣意書である。その後段では、この村有林に植林がされて鬱蒼とした森林となったことが称えられている。記念会の副次的な趣旨として、「愛林思想を養成し、もつてますます林業の発達を図り」という、苗を植え森林資源の増加を目的とする啓蒙活動もあった。しかし実態は、過度な里山利用で植生が後退したなかでの保全という意味が強かったと推定される。

140 早魃被害による備荒公貯金貸与の申請

下追区有文書

早魃被害ニ付備荒公貯金^①貸与御願書

一 本年ハ近来稀成之大早魃ニテ、田畑等夥敷

早害ヲ被リ候ニ付、先般御願申上候テ御檢

査被成下、其後既ニ收穫仕候処、自家飯米之

外売米等モ無之、地租金上納仕候ニハ、不動産

売却仕候ヨリ致方無之、甚困難仕候間、何

卒、備荒公貯金貸与御願申上度、返納

之義ハ難毛^②之分通り応ジ、年賦ニ返納仕

度候間、此段御聞届ケ被成下度、則一筆

限り收穫米仕出書相添奉願上候也

明治拾六年

右願主

拾貳月十五日

蒲生郡迫村^④

高木栄治郎(印)

滋賀県令籠手田安定殿^⑤

前書之通りニ付奥印仕候也

右村戸長

岡田武平(印)

(中略)

早災耕一筆限り収穫米取調書

蒲生郡迫村

第千百三拾四番 字松之下 持主
一田反別壹畝拾九歩 高木栄二郎

此地価金四円四拾貳銭

此地租(租)金拾壹銭壹厘

但シ 皆無 此収穫米

【注】

- ① 備荒公貯金 前もつて凶作や災害に備えて貯蓄しておく県の予算のこと。
 ② 難毛 収穫が不良なこと。
 ③ 年賦 一年ごとに分割して返済すること。
 ④ 迫村 江戸期に分村して上迫・下迫となるが、明治七年合併して迫村となる。明治二十二年に再び分村して、南比都佐村の大

字上迫・下迫となり、現在の行政区（上迫区・下迫区）に継承される。

- ⑤ 県令 明治四年七月に行われた廃藩置県により、それまで府藩県となっていた地方制度を府県に統一し、同年十一月に公布された県治条例により、県の長官の名称を知県事から県令（または権令）に改称した。ただし、東京・京都・大阪の三府については知府事という名称がそのまま使われた。県令は任命制で、職務は県の長官として、管内の行政事務全般を主宰した。
 ⑥ 籠手田安定 一八四〇—九九 明治期の地方行政官。平戸藩士桑田安親の長男として肥前国松浦郡平戸村（長崎県平戸市）に生まれる。明治六年頃に籠手田姓に復する。大津県判事試補、大参事を経て、明治八年滋賀県権令、同十一年同県令となった。

【解説】

支流も含めて日野川流域は水源が浅く、とりわけ水量が多
 いというほどでもないため、毎年夏には旱魃かんばつの脅威があつた。
 明治十六（一八八三）年の夏の旱魃で壊滅的な打撃を受けた
 迫村では、自家飯米の確保にも事欠く状況となった。本史料
 は、その窮状を凌ぐため、戸長の奥印おくいんを添えて、同年十二月
 十五日に迫村民から滋賀県令籠手田安定宛に出された備荒公
 貯金の貸与願の文書である。返済は被害の程度に応じて、年
 賦を願ひ出ている。証拠書類として、一筆ごとの収穫米の状
 況を示した取調書を添付している。

(前略)

第四条

一 苳を織手段ハ、先ツ稿繩ニ而経を四十四緒

拵へ、是を其器械ニ掛ケ而、婦女二人器械ニ

対シ前条図之如ク、一婦者側イサシ竹ト

唱ヒ長サ三尺五寸巾七步斗之割竹を持テ

稿一緒を掛ケ、経之間ニ差入ハ一婦篋(篋)を

持テ是を緯ニ織ル、尤苳ハ長サ六尺五寸

巾三尺式寸五步ニ織上ケ候ル

第五条

一 上中下平均ニ而一人ニ付一日四枚織出シ、但シ上下

之品を分テ織出シ候儀ニ而ハ無之數多織上ケ候スル非ラス

中ニ而相撰品類相分ケケ候儀モ有之候得共大躰然レトモ

ハ其品を相分ケズ候

(後略)

【注】

①稿繩 稿は藁と同じで、わらの意。藁繩。藁は稲藁のほか、麦藁も一般的である。

【解説】

国際博覧会（万国博覧会）の第一回はクリスタル・パレス（水晶宮）が造られた嘉永四（一八五二）年のロンドン万国博覧会である。日本が初めて参加した国際博覧会は、慶応三（一八六七）年の第二回パリ万国博覧会である。幕府（徳川昭武）のほか、薩摩藩・佐賀藩も出品した。

オーストリアの首都ウィーンで開催された万国博覧会は、日本が国として初めて公式参加した国際博覧会である。オーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ一世の治世二五周年を記念して、明治六（一八七三）年五月一日から約半年間、ドナウ川河畔のプラター公園で開催された。テーマは「文化と教育」で、三五カ国が参加した。会期中約七二五万人が来場し、日本館も建設された。慶応三年にはハプスブルク家のオーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ねるオーストリアⅡハンガリー二重帝国が成立しており、オーストリアの勢力拡大の時期にあたる。

この日本館に出品されたのが、簡易な敷物である藁の筵を織るための筵編機である。本史料は、深山口村と上駒月村が明治五年に滋賀県八幡御出庁へ提出した「澳登利博覧会ニ附国産物品明細取調書」で、筵の仕様や使用方法などを記載する。この筵編機は、経糸が床に対して垂直に張られる垂直織

機（竪機）で、二人の女性によって織られる手機（手織機）であった。まず、藁をより合わせて藁縄を作る。それを四四本そろえて張り、経糸とする。一人は、イサシ竹と呼ばれる竹製の細長い器具を用いて、横から緯糸用の稲藁を供給する。もう一人は、箆を上から下におろして編んでいく（写52）。

一日に製造できる能力は四枚とされた。完成した筵のサイズは、長さ六尺五寸（一・九七メートル）、幅三尺二寸五歩（〇・九八メートル）、つまりほぼ二×一メートルの長方形である。

筵は、敷物の他に穀物の乾燥用、霜よけ、日よけにも用いられた。筵は、無料の材料である稲藁を原料とし、稲作の副産物であった。しかし、明治初期にはまだ農閑期の夜なべ仕事であった。製品として

筵が商品化されるのは明治後半になってからである。

日本は藁を世界でも最も多様に利用する優れた伝統文化をもっている。

その技術をウィーン万国博覧会で紹介するための取調書が本史料である。